

## ゲーム機・オンラインゲームに関する情報 (H27 発信情報からの抜粋)

### ○ゲーム機を使用させる前にお伝えしたいこと

(2015/4/7 発信 27 年度第 2 号より)

ゲーム機は、パソコンやスマートフォン等と同様に、子ども達がインターネットに触れる際の主要な媒体の1つとなってきています。インターネット上には、さまざまな有害サイトが存在しているため、子どもがゲーム機でインターネットを利用する場合、年齢に合わせた閲覧を制限（フィルタリング、ペアレンタルコントロール）するなどの対策を取る必要があります。

【フィルタリングとは】

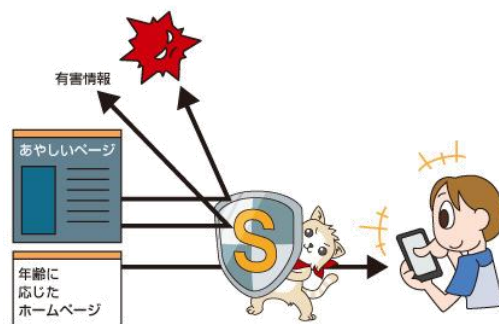
子どもがインターネットを利用する際、有害サイトへのアクセスをブロックする機能です。

フィルタリングソフトは、パソコン向け、スマートフォン向け、ゲーム機向け、ブロードバンドルータや無線LANアクセスポイント向けなど、利用者の利用環境に合わせて、さまざまな機器向けの製品が開発されています。家庭内でフィルタリングが必要な機器により、サービスの選択を検討してみてください。

【ペアレンタルコントロール】

子どもの情報機器の利用を保護者が制限し管理する考え方です。

ゲーム機に備えられているペアレンタルコントロール機能を使用し子どもに悪影響を及ぼす可能性のあるゲーム利用や、アイテムなどの購入、インターネットの利用を制限することができます。一度ペアレンタルコントロールを設定すると、子どもが制限された機能を使用したり、制限されたサイトに接続しようとした場合には、事前に設定した暗証番号やパスワードなどの入力が必要です。こうした暗証番号やパスワードを保護者がしっかり管理することで、子どもの利用制限をすることが可能です。

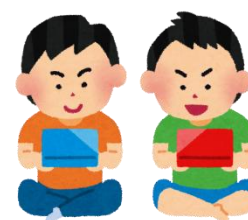


(2015/6/24 発信 27 年度第 14 号より)

Q：スマートフォン所持率の低い小学校低学年の子どもたちは、どのようにしてインターネットにアクセスしているのでしょうか？

A：ゲーム機、音楽プレーヤーや学習用タブレット端末を使用しているようです。

「LINE がしたいからスマホを買って。」と言われて買い与える保護者は少ないと思いますが、「音楽が聴きたいからウォークマンを買って。」はOKすることもあるでしょう。高校生では、スマホやパソコンを利用してインターネットにアクセスしますが、小学生や中学生などの、まだスマホを所持していない層は、低年



年齢から一人一台買い与えられることの多いゲーム機、携帯型音楽プレーヤー、タブレット端末などでネットを利用しています。



これらがスマホと大きく違う点は、基本的に Wi-Fi や無線 LAN しか利用できない点です。小学生の中には、保護者がインターネットに接続できない設定にしている、自分で設定を変えて接続できるようにしてしまいます。街角の無料無線 LAN スポット情報は、クラスに知れ渡っており、友だちと遊ぶ時は一緒にそのようなスポットを利用します。このような情報源は、クラスの友だちがほとんどで、友だちは中学生の兄弟姉妹から情報を得ているのです。子どもたちはオンライン、オフラインで濃密につながっており、情報は瞬時に共有されます。一人が得た情報は瞬く間に友人間で共有されてしまうようです。

## ○ゲームに関する被害・事件等の例

その1 (2015/4/13 発信 27年度第3号より)

消費生活センターに、「クレジットカードの利用明細に心当たりのない請求が届き、調べてみると自分が以前使用していたスマホを小学生の息子が使ってオンラインゲームで遊び、アイテム(道具)をクレジット決済で購入したものだ。」という相談が寄せられました。

通信契約を解約した古いスマートフォンでも、充電されていれば自宅や街中の Wi-Fi 環境を利用することでインターネットにつながり、オンラインゲームで遊ぶことが可能です。オンラインゲームでは、ゲームを進行する上で課金される場合があります。「友だちが持っているから」とか「ゲームをクリアしたいから」という考えから、アイテム購入のための課金には十分注意する必要があります。

「無料」とされているゲームでも、ゲーム内のアイテム購入は、有料の場合がほとんどで、課金システムは、ゲームによってさまざまです。

古いスマートフォンにクレジット決済のパスワードが保存されていた場合、子どもでも簡単にクレジット決済を行ってゲームのアイテム等を購入できることがあります。

その2 (2015/6/9 発信 27年度第12号より)

オンラインゲームで他人のアカウントを乗っ取ったとして、他府県の高校2年の男子生徒が不正アクセス禁止法違反と私電磁的記録不正作出・同供用の疑いで書類送検されました。知人宅のパソコンからアクセスしたゲームサイトで、ある主婦のアカウントに無断で侵入してパスワードを変更したものです。男子生徒は、主婦とオンラインゲームで対戦して、負けた腹いせに主婦がゲーム上で所有するアイテム22点も盗んでいました。主婦のアカウントのIDとパスワードは、名前と誕生日で、男子生徒は主婦が公表していたプロフィールから連想しました。平成25年の同法違反容疑による摘発は、全国で170人(3割弱の49人が14~19歳)でした。

ネット上の安易な不正も犯罪になることを肝に銘じるとともに、一方で利用者は、アカウントの設定や管理に充分注意する必要があります。

その3 (2015/8/7 発信 27年度第22号より)

クレジットカードで高額の利用請求があり、利用明細から15歳の息子がオンラインゲームのアイテムを購入していたことが判明した。息子にたずねると「オンラインゲームのステージを進めるために有料のアイテムが必要で、何度も購入してしまった。購入はクレジットカードが必要と画面表示されたため、父親のクレジットカードを財布から抜き出して番号を入力した」ということです。



その4 (2015/9/30 発信 27年度第30号より)

ゲームや電池、電波の改善など便利なツールを装ったスマホの不正アプリが急増しています。電話帳やスケジュールなど重要な個人情報を管理することが多くなったスマホにインストールすることで、知らぬ間に大事な個人情報を抜き取られることもあるので注意が必要です。

ある調査によると、スマホのOS「アンドロイド」を対象にした不正アプリは平成27年6月に710万4千種類に達しています。不正アプリで多いのは、ゲームを装ってインストールさせ、起動したところで勝手に電話帳などの情報を抜き取り、ネットにつないで攻撃者に送信してしまうというものです。

ゲーム自体は起動時の画面しか作られておらず、実際に遊ぶことができなくなっています。また、インストールすることで外部のパソコンから遠隔操作が可能になる不正アプリまで登場しています。遠隔操作されるようになると、電話帳だけでなく、電話番号だけでメッセージのやりとりができるショートメッセージサービス(SMS)の内容や通話記録、撮影した写真まで丸見えになってしまいます。



その5 (2015/12/9 発信 27年度第42号より)

ゲームサイトやアプリによって提供されるソーシャルゲームでは、無料で気軽に始められるゲームが多い反面、ゲーム内でのアイテム購入によって課金が積み重なり、多額のお金を浪費してしまうことがあります。

子どもが有料だと気づかずにアイテムをクリックして購入してしまうケースもあります。ある子どもは、基本料金がかからないソーシャルゲームで遊び始め、ゲームを優位に進めるため、有料アイテムを何度も購入しました。支払いには、無断で親のクレジットカードを利用していました。

後日、2か月分の利用料として400万円という高額請求が届きました。両親は、請求の免責ができないかゲーム会社に掛け合っていますが、厳しい状況です。



福井県では、青少年のネット非行・被害に関する情報の配信事業を実施しています。本件に関して御質問、お問い合わせは、福井県安全環境部県民安全課(担当:金森)まで御連絡ください。( ☎0776-20-0745 メール: kenan@pref.fukui.lg.jp )